

2014 年 9 月 1 日

大阪府知事 松井一郎 殿

「病棟転換型居住系施設」に係る反対申入書

NPO大阪精神医療人権センター
代表 位田浩 大槻和夫
〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番5号 谷山ビル9階
TEL 06-6313-0056 FAX 06-6313-0058

当センターは、1985年に設立し、大阪府下の精神科病院の訪問等精神障害者の権利擁護活動に取り組んできました。

現在、厚生労働省は、精神病床を削減した病棟を入院患者の居住系施設（例えば、グループホーム）に転換する構想（この施設をいわゆる「病棟転換型居住系施設」といい、以下「本件構想」といいます。）について、当事者をはじめとする精神保健福祉関係団体からの批判に耳を貸さず、実施を強行しようとしています。

当センターは、本件構想に対して強く反対するとともに、全国に先駆けて退院促進事業を行ってきた大阪府に対して、以下のとおり、請願します。

1 請願の趣旨

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（2014年6月25日施行）（以下「医療介護総合確保推進法」といいます。）に規定する都道府県計画を作成する際、①病棟転換型居住系施設を導入しないこと、及び②当事者や精神保健福祉関係団体の意見を十分に聴取し、その意見を反映させること
- (2) 医療介護総合確保推進法6条に規定する基金を病棟転換型居住系施設のために用いないこと

- (3) 患者の本来の居住地に、小規模なグループホームなどの社会資源を積極的に整備することや地域移行・地域定着支援事業を充実させること
- (4) 上記(1)から(3)の内容について周知させ、大阪府だけではなく、国や他の都道府県に対しても実践するように働きかけること

2 請願の理由

本件構想は、事実上、精神科病棟に入院している精神障害者に病棟転換型居住系施設の利用を強制するものであり、障害者権利条約 19 条で規定する特定の生活様式を義務づけられない自由を侵害するものです。

また、病棟転換型居住系施設では、結局は、病院の敷地内にある施設での生活である以上、実質的には精神科病院の管理下における生活であり、地域社会での生活とは到底いえません。当事者および福祉関係者の地域移行、地域定着に向けた努力に水を差すものであり、長期にわたって入院生活を強いられてきた精神障害者をさらに収容し続ける終末施設になりかねません。

当センターは、これまで当事者や精神保健福祉関係団体とともに、厚生労働省に対し、本件構想を批判し、この構想の中止・凍結を求めてきましたが、貴殿に対しても、同様の理由から、請願の趣旨記載の内容について、請願します。

以上

添付資料 1 厚生労働省ホームページ「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）に関するご意見の募集について」
(<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20140808-01.html>)

参考 1 の P1

添付資料 2 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第 4 条と第 6 条